

## 電子入札システムについて

### 1 概要

岐阜県市町村電子入札システムには、現在42市町が参加しています。

当市は、建設工事及び建設工事に関する設計、測量等の業務委託について平成19年4月の入札から電子入札システムを本格運用し、平成20年4月から、電子入札システムの完全運用を行っています。

### 2 電子入札実施要領について

- ・ 対象（第1条）  
建設工事及び建設工事に関する設計、測量等の委託業務
- ・ 予定価格について（第3条）  
電子入札の案件については、事前に予定価格を提示します。  
※ただし、設計金額1千万円以上の工事については、予定価格は公表していません。
- ・ 入札の辞退について（第5条）  
電子入札システムにて提出してください。  
システムにて提出が困難な場合は、電子入札運用基準の様式第2号にて提出してください。
- ・ 開札について（第7条）  
開札の立会いを希望される方は、入札執行通知に記載してある時間までに入札会場に来てください。

### 3 電子入札運用基準について

- ・ 紙入札での入札について（2-1～2-4）  
やむを得ない事由により電子入札を行うことができない場合は、紙入札参加承諾願（様式第1号）を提出してください。
- ・ くじになった場合の取扱いについて（7-5）
  - ① くじ対象者が全て電子入札で参加している場合  
→電子くじを実施し落札者を決定する。
  - ② くじ対象者が電子入札を紙入札で参加している場合  
→別途くじを実施する日時を決め、対象者にくじを引かせ落札者を決定する。
  - ③ くじ対象者が全て紙入札で参加している場合  
→従来どおり、その場でくじを実施し、落札者を決定する。

- ・ 入札書未送信でその連絡がない場合（7－8）  
締切予定時間になっても入札書が送信されず、その事について連絡がない場合は、入札を辞退したものとみなします。  
また、場合によっては、後日始末書の提出を求めるときもあります。
- ・ ICカードの取扱いについて（8－1～8－3）  
電子入札で使用するICカードは、入札参加者資格者名簿に登録されている代表者のICカードとします。  
また、建設工事共同企業体の場合は、代表会社の代表者のICカードとします。

#### 4 その他

- 電子入札システムの利用者登録をする場合の資格者番号については、「平成26・27年度入札参加者資格審査申請」時の「受付番号」を入力してください。
- 工事・委託業務の内容に関する現場説明会の日時及び場所については、担当課より連絡をします。
- 予定価格の事後公表となる案件は、入札回数が2回までとなります。再度入札が行われる場合は、再入札通知書をメールで入札参加者に送信します。指定する時刻（午後3時）までに入札書（または辞退届）の提出をお願いします。